京都市告示第 49 号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成29年4月7日

京都市長 門川 大作

- 地区計画の名称
 明倫元学区地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区饅頭屋町,七観音町,烏帽子屋町,鯉山町,山伏山町,菊水鉾町,了頓 図子町,観音堂町,三条町,六角町,百足屋町,骨屋町,玉蔵町,西六角町,橋弁慶町, 姥柳町,不動町,占出山町,天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町, 柿本町, 役行者町, 町頭町, 手洗水町, 笋町, 小結棚町, 炭之 座町, 御倉町, 衣棚町, 釜座町, 姉西洞院町, 梅忠町, 堂之前町, 一蓮社町及び元法然 寺町並びに下京区郭巨山町, 月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)